

相続登記の義務化等に関する講演について

令和3年（2021年）4月「所有者不明土地」に関連する法律が成立・公布されました。

この法律により、相続登記の申請が義務化され（令和6年4月1日施行）、相続した土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度が新設され（令和5年4月27日施行）ました。

静岡地方法務局では、相続登記の義務化等に関して、以下の内容で、講座を行っていますので、興味がありましたら、お気軽にお問合せ願います。

(1) 静岡県内の会場（公民館・町内会館など）で、参加者15名以上を対象に行っています。

ただし、申込者及び参加者に、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員がいないことが条件になります。

(2) オンラインでの講座を御希望の場合には Cisco Webex Meetings により行います（アカウントの登録は必要ありません）。

(3) お問合せの方法は、以下のとおり

・電話⇒ 054（254）3555（音声ガイダンス(5)）

・FAX⇒ [「出前講座」の申込書](#)を御利用ください。

【希望する講座】には、相続登記の義務化等と記載してください。

・メール⇒ <https://houmukyoku.moj.go.jp/houmukyokumail/iken.php?id=013>



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」